

平成22年7月

各 事 業 主 殿

林材業労災防止協会長野県支部長

伐木の特別教育について

一定の大きさ以上の立木の伐採、偏心木、かかり木等の伐倒作業に従事する者については、労働安全衛生規則第36条の第8号により特別教育を、また立木の大きさの大小に関係なく、チェーンソーを使用する伐木作業に従事する者については、労働安全衛生規則第36条の第8号の2により特別教育を受けた者でなければ、上記の作業が禁じられております。

当支部では、労働安全衛生規則第36条の第8号の特別教育を下記の実施要領によって実施することといたしました。

(同規則第36条の第8号と第8号の2の関係は、第8号の特別教育を受けた者は、第8号の2の業務はできますが、一方、第8号の2の特別教育を受けた者は、第8号の業務はできません。)

つきましては、貴事業場において、この特別教育を未だに受けていない者を伐木作業に従事させようとする場合は、必ずこの特別教育を受講されますよう、ご配慮をお願いいたします。

伐木の特別教育実施要領

1 目 的

林業においてチェーンソーなどの振動機械を使用して伐木等の業務に従事する者に対し、伐木等の安全衛生知識、技能の習得をさせることにより、伐木等の作業の安全を確保するとともに、振動障害防止を図ることを目的として、事業主に代って法令で定める特別教育を行うものです。

2 受講対象者

チェーンソーなどを使用して伐木等の業務に従事する者で、労働安全衛生規則第36条の第8号による特別教育を受けていない者。または、受講後5年以上経過している者の再教育。

3 受講の申込み方法及び申込み期間

申し込みは、長野会場は~~8月18日~~～8月24日までに、塩尻会場は~~9月6日~~～9月13日までに別紙の申込書、受講希望会場を明記のうえ、最寄りの下記分会に受講料を添えて申し込んで下さい。(各会場とも受講者50名で締切り、会場の変更をお願いすることがあります。)

申込みのあったところに対し、受講票によって日時、場所をお知らせいたします。

分会所在地等

分会名	所 在 地	電 話 番 号
○ 松 本	松本市島立996 (松筑建設会館) 松筑木材協同組合内	(0263)47-7466
木 曾	木曾郡上松町荻原1579-3 木曾木材工業協同組合内	(0264)52-5500
長 野	長野市長野東之門町2462 長野森林組合内	(026)252-7300
諏 訪	諏訪市城南1-2548 諏訪木材協同組合内	(0266)52-2468
上 田	上田市芳田1818-1 上小木材協同組合内	(0268)35-1400
飯 田	飯田市常盤町30 飯伊森林組合内	(0265)22-2845
中 野	中野市中央2丁目1-35 (水橋ビル) 高水木材協同組合内	(0269)23-1883
小 諸	小諸市平原四谷原967-7 北佐久木材協同組合内	(0267)22-2210
伊 那	伊那市伊那274-1 上伊那林産協同組合内	(0265)72-2165
更 埴	長野市篠ノ井布施高田唐臼96 更埴労働基準協会内	(026)292-0400
大 町	大町市光明町3048-2 大北木材協同組合内	(0261)22-0025

注 上記分会のうち、諏訪は「月・水・金」に、中野は「月・木」に、伊那は9時～15時に、大町は「月・水・金の午後」に申込をお願い致します。

4 科目及び時間

第1日目

	科 目	範 囲	時 間
学 科	伐木作業に関する知識	伐倒の方法 伐倒の合図 退避の方法 かかり木の種類及びその処理	3
	チェーンソーに関する知識	チェーンソーの種類構造及び取扱方法	1
実 技	伐木の方法	大径木及び偏心木の伐木の方法 かかり木の処理方法	4

第2日目

	科 目	範 囲	時 間
実 技	チェーンソーの操作	基本操作、応用操作	2
	チェーンソーの点検及び整備	チェーンソーの点検及び整備 ソーチェーンの目立ての方法	2
学 科	チェーンソーに関する知識	チェーンソーの点検及び整備 ソーチェーンの目立ての方法	1
	振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2
	関 係 法 令	法令及び安衛則中の関係条項	1

使用テキスト 「伐木作業安全衛生必携」 (大径木等伐木作業用)

5 日時及び場所

講習日	時間	講習会場
9月 1日 (水)	午前8時30分から	長野市篠ノ井布施五明 463-32 日本クレーン協会 長野県支部 *本講習会の問い合わせは林災協長野県支部へ (電話(026)-227-0327)
9月 2日 (木)	午後5時30分まで	
9月21日 (火)	午前8時30分から	塩尻市片丘狐久保5739 長野県林業総合センター *本講習会の問い合わせは林災協長野県支部へ (電話(026)-227-0327)
9月22日 (水)	午後5時30分まで	

受付：初日の午前8時15分から

6 受講料

16,000円 (テキスト、資料代及び消費税を含む) 但し、1日受講の者は10,000円、会員には当協会が3,000円を負担します。

欠席した場合、納入した受講料は原則として返金いたしません。(但し、受講7日前までに欠席の旨を所属分会に申し出た場合は返金します。)

7 修了証の交付

所定時間を受講した者に対し、労働安全衛生規則第36条8号による特別教育修了証を交付します。

8 その他

- (1) 伐木安全士、伐木造材士の修了証所持者は、1日講習とし、講習の2日目に受講して下さい。(この場合、受講申し込み時に修了証を提出し、確認を受けて下さい。修了証を紛失したものは、上記の取扱はできません。)
- (2) 上記(1)の1日講習の場合講習修了証の写しを添付して下さい。
- (3) 講習会当日昼食が必要な方は、700円の弁当を斡旋しますので、申込書にその旨記載し、受講初日に受付で代金をお支払い下さい。